

# 給 付 一 覧

No.	種類	適用	支給額	事実証明書類 (コピー可)	
1	結婚祝金	被共済者が結婚したとき (新姓での申請になります)	30,000円	戸籍謄(抄)本 婚姻届受理証明書 のいずれか	
			15,000円 ※被共済者期間が1年未満かつ勤続5年未満の者		
2	出産祝金	被共済者又はその配偶者が出産したとき ( 誕生日から14日以内に死亡した子を除く )	1子につき 10,000円	戸籍謄(抄)本 出生届受理証明書 母子手帳(出生届出済証明 のページ) のいずれか	
3	入学祝金	(1)被共済者本人が高等学校もしくは大学に入学したとき又は中等教育学校の後期課程に進級したとき	(1) 15,000円	就学通知書 在学証明書 生徒手帳 のいずれか	
		(2)被共済者の子が小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程に入学したとき	(2) 10,000円		
4	災害 見舞金	被共済者の居住している家屋が火災により焼失・損壊したとき、又は自然災害により損壊・床上浸水したとき (地震によるものを除く) ※全焼・全壊とは、延床面積の7割以上の被災。 ※半焼・半壊とは、延床面積の2割以上7割未満の被災。 ※床上浸水とは、家屋の居住部分の床上以上の浸水を言います。 ※従業員寮はそれぞれ半額です。			り災証明書
		火災による全焼又は全壊のとき	400,000円		
		火災による半焼又は半壊のとき	360,000円		
		自然災害による全壊のとき	120,000円		
		自然災害による半壊のとき	60,000円		
自然災害による床上浸水のとき	12,000円				
5	傷病 見舞金	被共済者が引き続き14日以上療養を要する負傷又は疾病によって欠勤したとき ※事業主である被共済者は入院日数			傷病名及び欠勤(入院)期間が明記された医療機関の証明書等  ※ 領収書不可
		欠勤日数 14日～29日	9,000円		
		欠勤日数 30日～44日	16,000円		
		欠勤日数 45日～59日	23,000円		
		欠勤日数 60日～74日	29,000円		
		欠勤日数 75日～89日	36,000円		
		欠勤日数 90日～104日	42,000円		
		欠勤日数 105日～119日	48,000円		
		欠勤日数 120日～134日	55,000円		
		欠勤日数 135日～149日	61,000円		
欠勤日数 150日～	68,000円				

No.	種類	適用	支給額	事実証明書類 (コピー可)
6	重度障害見舞金	被共済者が労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級表の第1級又は第2級に該当する身体障害を有するに至ったとき ※別紙の注意事項をご確認ください。	120,000円	吹田市勤労者福祉共済所定診断書 労災保険の診断書のいずれか
7	死亡弔慰金	被共済者が死亡したとき	200,000円	①死亡事実 ②申請者と死亡者との続柄  ①②が分かる公的な証明書  例：①は 死亡診断書、死亡届、除籍謄(抄)本、死産証明 ②は 申請者の戸籍抄本
		被共済者の配偶者が死亡したとき	100,000円	
		被共済者の父母が死亡したとき ※ 姻族の父母を除く	15,000円	
		被共済者の子が死亡したとき ※ 出産日から14日以内の死亡は除く	40,000円	
		被共済者又は配偶者が妊娠4か月以上で死産したとき 又は出産日から14日以内に子が死亡したとき	10,000円	
8	永年勤続慰労金	被共済者が同一企業で勤続10年に達したとき	8,000円	※事業主である被共済者は対象外
		被共済者が同一企業で勤続15年に達したとき	15,000円	
		被共済者が同一企業で勤続20年に達したとき	23,000円	
		被共済者が同一企業で勤続25年・30年・35年・40年に達したとき	30,000円	
9	退会せん別金	被共済者期間3年以上4年未満で退会したとき	5,000円	資格喪失届と被共済者証 (または紛失届)
		被共済者期間4年以上5年未満で退会したとき	7,000円	
		被共済者期間5年以上	1年増すごとに 2,000円加算する	

### 各種給付制度の申請について

被共済者は、給付事由が発生したとき、加入者(事業主)を通じて最新の「給付金給付申請(請求)書」に記入・押印の上、事実証明書類(コピー可)を添付し、吹田市勤労者福祉共済事務局へ申請して下さい。

### 各種給付・補助制度の申請に関する注意事項

- 申請用紙の様式を変更する場合がございますので、最新の申請(請求)書をご利用ください。申請書は勤務先の事業所・吹田市勤労者福祉共済事務局の窓口・福祉共済ホームページより取得可能です。
- 申請(請求)書にご記入いただく口座へ初めて振込依頼をする場合、振込口座の通帳等のコピーを添付して下さい。過去に申請で記入した口座を利用する場合は提出不要です。なお、振込先は“被共済者本人名義の口座”に限ります。
- 申請の受付期間は、事由発生日から1年以内です。受付期間にご注意ください。
- スタンプ印、シャチハタ不可。訂正の際は修正テープ等は使用せず、訂正印を押して下さい。(金額の訂正はできません。)
- 消えるボールペン(フリクションペン等)は使用できません。

※ 重度障害見舞金についての注意事項 ※

労働基準法及び労働者災害補償保険法(労災保険)に定められた障害補償制度にある「労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級第1級又は第2級」を給付要件としており、**身体障害福祉法(障がい者手帳)、国民年金法(障害年金)等に定められている障害等級とは異なります。**

労働者災害補償保険法施行規則別表第2 身体障害等級表 (第1級～第14級) より一部抜粋

《第1級》

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの
- 5 削除
- 6 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 7 両上肢の用を全廃したもの
- 8 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 9 両下肢の用を全廃したもの

給付対象

《第2級》

- 1 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの
- 2 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの
- 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの
- 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 4 両下肢を足関節以上で失ったもの

給付対象

《第3級》

- 1 1眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの
- 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの
- 5 10指を失ったもの

対象外

----- 《第4級》～《第14級》 略 -----

※ 労務に服することができず介護を常に又は随時要する場合は、第1級・第2級に該当する可能性があります。